く。）の額に相当する額

$G_{21}$ ＝ 1.000

$H_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 17 年度から令和 6 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から令和 6 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

$I_{17}$ ＝ 1.000

$I_{18}$ ＝ 0.981

$I_{19}$ ＝ 0.963

$I_{20}$ ＝ 0.97370

$I_{21}$ ＝ 1.03574

$I_{22}$ ＝ 1.03648

$I_{23}$ ＝ 1.04093

$I_{24}$ ＝ 1.05574

$I_{25}$ ＝ 1.08093

$I_{26}$ ＝ 1.12537

$I_{27}$ ＝ 1.019

$I_{28}$ ＝ 1.0000

$I_{29}$ ＝ 1.0019

$I_{30}$ ＝ 1.00870

$I_{令元}$ ＝ 1.00481

$I_{令2}$ ＝ 0.79519

$I_{令3}$ ＝ 0.80500

$I_{令4}$ ＝ 0.12778

$I_{令5}$ ＝ 0.17593

$I_{令6}$ ＝ 0.26630

$J_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 17 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

く。）の額に相当する額

$G_{21}$ ＝ 1.000

$H_n$　n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額（平成 16 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）

$I_{16}$ ＝ 1.000

$I_{17}$ ＝ 0.917

$I_{18}$ ＝ 0.883

$I_{19}$ ＝ 0.867

$I_{20}$ ＝ 0.87800

$I_{21}$ ＝ 0.93300

$I_{22}$ ＝ 0.93417

$I_{23}$ ＝ 0.93850

$I_{24}$ ＝ 0.95483

$I_{25}$ ＝ 0.97900

$I_{26}$ ＝ 0.950

$I_{27}$ ＝ 0.917

$I_{28}$ ＝ 0.9017

$I_{29}$ ＝ 0.9033

$I_{30}$ ＝ 0.90950

$I_{令元}$ ＝ 0.71200

$I_{令2}$ ＝ 0.71700

$I_{令3}$ ＝ 0.04800

$I_{令4}$ ＝ 0.11500

$I_{令5}$ ＝ 0.15833

$J_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備事業債特別分及び旧地域総合整備事業債特別分（平成 16 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額